

「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正（案）について意見を募集 ～パブリックコメントを実施します～

令和2年1月8日
京丹後市

京丹後市では、「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正について広く市民の皆さんからご意見を募集します。

1 対象の条例

「京丹後市まちづくり基本条例」

2 改正の内容

京丹後市まちづくり基本条例第13条における青少年の年齢について満18歳未満に引き下げを行うものです。

3 目的及び背景

京丹後市まちづくり基本条例第32条に基づき、本条例施行後4年以内ごとに、本条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうかの検討することとしており、京丹後市まちづくり委員会に検討するよう諮問を行い、その検討において、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正が平成28年から施行され、また平成30年には、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立しており、本条例の関連する規定について見直すべきとの結果の答申を受けましたので、本条例の一部改正を行うものです。

4 施行予定期日

令和2年4月1日

5 ご意見の提出方法及び記入事項等

- (1) ご意見は、郵便、ファクシミリ又は電子メールで提出。

郵便の場合：〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

京丹後市役所市長公室政策企画課

ファクシミリの場合：0772-69-0901

電子メールの場合：kikaku@city.kyotango.lg.jp

- (2) 意見書の様式は、ホームページに掲載するほか、市長公室政策企画課及び各市民局に備え付けますが、任意の様式でも受け付けます。[ご意見提出様式](#)

- (3) ご意見には、次の項目を記入してください。

- | |
|--|
| (1) あて先：京丹後市市長公室政策企画課あて |
| (2) 氏名等：氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名） |
| (3) 連絡先：住所（法人その他団体にあつては、所在地）、電話番号、電子メールでご意見をお寄せいただく方は電子メールアドレス |
| (4) 題名：「京丹後市まちづくり基本条例の一部改正（案）」に対する意見 |
| (5) 意見：ア 該当項目（検討案のどの部分についての意見であるか明記してください。）
イ 意見の内容
ウ 理由 |

6 意見の提出上の注意

提出された意見は、氏名等と連絡先を除き、公表することがあります。公表を希望しない場合は、その旨を記載する必要があります。意見は、日本語で記入するものとします。

7 意見の提出期限

令和2年1月28日（火）必着とします。

8 ご意見の取扱い

- (1) 提出されたご意見を考慮して条例内容の検討の参考にする予定です。
- (2) 意見の概要と京丹後市の考え方をホームページ並びに市長公室政策企画課及び各市民局で一定期間公表します。なお、意見に対する個別回答しません。
- (3) ご意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的にしているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等は、市の考え方を示さないことがあります。

9 参考資料

「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正（案）に係る説明 【別添】

10 問い合わせ先

担 当：京丹後市市長公室政策企画課

所在地：〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電 話：0772-69-0120

F A X：0772-69-0901

電子メール:kikaku@city.kyotango.lg.jp

(様式2)

『京丹後市まちづくり基本条例』一部改正（案）に係る説明

京丹後市まちづくり基本条例は、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方やルールを示したもので、平成19年12月21日に公布し、平成20年4月1日から施行しています。

本条例は、施行後4年以内ごとに、この条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しを行うものとしており、本年度が4年ごとにあたることから、京丹後市まちづくり委員会での答申を踏まえ、下記の条文の一部改正を行います。

『京丹後市まちづくり基本条例』一部改正（案）

(1) 第13条関係

【現行】

(青少年の権利)

第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

【改正案】

(青少年の権利)

第13条 満18歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

【改正すべきとする事由】

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正が平成28年6月19日に施行され、また平成30年6月13日には、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる内容とする民法の一部を改正する法律（民法：明治29年法律第89号）が成立したことにより、本条例第13条の規定について改正するものです。なお、民法の一部を改正する法律は令和4年4月1日から施行となっています。

【施行期日】

令和2年4月1日から施行予定

● 改正案の作成の経緯

本年度7月に市長から「京丹後市まちづくり基本条例について、同条例第32条に基づく条例の検討及び見直しについて」京丹後市まちづくり委員会に諮問を行い、条例改正の必要性について検討の結果、12月27日に市長に対し、同条例第13条における青少年の年齢について見直すべきとの答申を受け改正を行うものです。